健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

- 1 令和3年第1回定例会提出予定議案の説明
 - (9) 議案第14号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に ついて
 - 資料1 議案第14号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定 について

資料2 新旧対照表

令和3年2月12日

健康福祉局

第8期介護保険事業計画期間(令和3年度~令和5年度)における保険料率を定めるもの

【主な改正内容】

- ・ 現行第14段階の区分を、合計所得が「1,000万円以上1,500万円未満」を第14段階、「1,500万円以上2,000万円未満」を 第15段階、「2,000万円以上」を第16段階に細分化し、現行の14段階設定から16段階設定に変更。
- ・ 第10段階以上の負担割合の見直し。
- ・ 保険料段階の細分化、保険料率の見直しとともに、介護保険給付費準備基金等の活用及び予定収納率の引き上げにより保険料 基準額の上昇を可能な限り抑制。

「笠っ世みが笠の世にわけて呪咙叫伊吟火茲の比抗」

	第7期(平成30	~令和2年度	₹)		į	
保険料 段階	対象者の所得基準	負担割合 (×基準額)	保険料率(円)	概ねの保 険料月額 (円)		保険* 段階
1	生活保護被保護者、老齢福祉年金受給 者で世帯全員が市町村民税非課税者等	0.3 (0.5)	20,970 (34,950)			1
2	世帯全員が市町村民税非課税者で、前 年の公的年金等の収入金額及び合計所 得金額の合計額が80万円以下であるも の等	0.3 (0.5)	20,970 (34,950)			2
3	世帯全員が市町村民税非課税者で、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が120万円以下であるもの等	0.4 (0.65)	27,960 (45,435)			3
4	世帯全員が市町村民税非課税者で、第 1・第2・第3段階以外のもの等	0.7 (0.75)	48,930 (52,425)	4,078 (4,368)		4
5	世帯に市町村民税課税者が属する市町村民税非課税者で、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下であるもの等	0.90	62,910	5,243		5
6	世帯に市町村民税課税者が属する市町村民税非課税者で、第5段階以外のもの等	1.00	69,900	5,825		6
7	市町村民税課税者で、合計所得金額が 125万円未満のもの等	1.15	80,385	6,698		7
8	市町村民税課税者で、合計所得金額が 125万円以上200万円未満のもの等	1.25	87,375	7,281		8
9	市町村民税課税者で、合計所得金額が 200万円以上300万円未満のもの等	1.50	104,850	8,738		9
10	市町村民税課税者で、合計所得金額が 300万円以上350万円未満のもの等	1.60	111,840	9,320		10
11	市町村民税課税者で、合計所得金額が 350万円以上500万円未満のもの等	1.70	118,830	9,903	7	11
12	市町村民税課税者で、合計所得金額が 500万円以上700万円未満のもの等	1.90	132,810	11,068	-	12
13	市町村民税課税者で、合計所得金額が 700万円以上1,000万円未満のもの 等	2.10	146,790	12,233		13
14	市町村民税課税者で、合計所得金額が 1,000万円以上のもの等	2.30	160,770	13,398		14
<i></i>	から第4段階については、()内に、本則			```	17	15

※第1から第4段階については、()内に、本則の規定である、公費軽減前の割合と金額を 記載。なお、第7期の保険料率等は、公費軽減完全実施後の令和2年度の金額を記載。

第8期(令和3~5年度) 概ねの保 負担割合 対象者の所得基準 保険料率 険料月額 (×基準額) (円) (円) 22,734 1,894 生活保護被保護者、老齢福祉年金受給 0.3 者で世帯全員が市町村民税非課税者等 (0.5)(37,890)(3,158)世帯全員が市町村民税非課税者で、前 0.3 22,734 1,894 年の公的年金等の収入金額及び合計所 得金額の合計額が80万円以下であるも (0.5)(37,890)(3,158)世帯全員が市町村民税非課税者で、前 0.4 30.312 2.526 年の公的年金等の収入金額及び合計所 得金額の合計額が120万円以下である (0.65)(49.257)(4,104)もの等 53.046 4.420 世帯全員が市町村民税非課税者で、第 0.7 1・第2・第3段階以外のもの等 (0.75)(56.835)(4.736)世帯に市町村民税課税者が属する市町 村民税非課税者で、前年の公的年金等 0.90 68,202 5,683 の収入金額及び合計所得金額の合計額 が80万円以下であるもの等 世帯に市町村民税課税者が属する市町 村民税非課税者で、第5段階以外のも 基準額 75,780 6,315 市町村民税課税者で、合計所得金額が 1.15 87,147 7,262 125万円未満のもの等 市町村民税課税者で、合計所得金額が 1.25 94,725 7,893 125万円以上200万円未満のもの等 市町村民税課税者で、合計所得金額が 113,670 9,473 1.50 200万円以上300万円未満のもの等 市町村民税課税者で、合計所得金額が 1.65 125.037 10,419 300万円以上350万円未満のもの等 市町村民税課税者で、合計所得金額が 132,615 11,051 1.75 350万円以上500万円未満のもの等 市町村民税課税者で、合計所得金額が 2.00 151,560 12,630 500万円以上700万円未満のもの等 市町村民税課税者で、合計所得金額が 700万円以上1,000万円未満のもの 2.20 166,716 13,893 市町村民税課税者で、合計所得金額が 1,000万円以上1,500円未満のもの 2.40 181.872 15,156 市町村民税課税者で、合計所得金額が 1,500万円以上2,000円未満のもの 16.418 2.60 197.028 市町村民税課税者で、合計所得金額が 16 2.80 212,184 17,682 2,000万円以上のもの等

【第8期介護保険料算定の手順】

第8期の介護給付費等の見込み 3. 185億円 ◎標準給付費・地域支援事業費の23% 第1号被保険者が負担すべき額 788億円 ◎調整交付金不交付分の1.78% (包括的支援事業費・任意事業費を除く) 【内訳】 ・準備基金……35億円 ·保険者機能強化推進交付金 △40億円 及び保険者努力支援交付金 交付見込額 ……5億円 第1号被保険者が負担すべき額 748億円 予定収納率 保険料収納の取組み強化により、 第7期の予定収納率98.7%から 99. 32% 引上げ。 ÷ 保険料負担割合で補正した 第1号被保険者数 99万4千人 ÷ 12ヶ月 第1号被保険者の基準保険料 <現行> 5,825円(月額) (月額) 6,315円

改正後

○川崎市介護保険条例

平成12年3月24日条例第25号

(保険料率及び保険料額)

- 第8条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、介 第8条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、介 護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。) 第39条 に規定する基準に基づき算定をするものとし、当該各年度の保険料の賦 課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規 定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当 該各号に定める額とする。
 - (1) 次のいずれかに該当する者 37,890円
 - ア 政令第39条第1項第1号イ又は口に掲げる者
 - イ 政令第39条第1項第1号ニに掲げる者(中国残留邦人等の円滑な 帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自 立の支援に関する法律施行令(平成8年政令第18号)第22条第21号 イの規定により要保護者とみなされた者に限る。)
 - (2) 次のいずれかに該当する者 37,890円
 - ア 政令第39条第1項第1号ハに掲げる者
 - イ 政令第39条第1項第1号ニに掲げる者(前号イに該当する者を除 < ,)
 - (3) 政令第39条第1項第2号に該当する者 49,257円
 - (4) 政令第39条第1項第3号に該当する者 56,835円
 - (5) 政令第39条第1項第4号に該当する者 68,202円
 - (6) 政令第39条第1項第5号に該当する者 75,780円
 - (7) 次のいずれかに該当する者 87,147円
 - ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項 第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第一

改正前

○川崎市介護保険条例

平成12年3月24日条例第25号

(保険料率及び保険料額)

- 護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。) 第39条 に規定する基準に基づき算定をするものとし、当該各年度の保険料の賦 課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規 定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当 該各号に定める額とする。
 - (1) 次のいずれかに該当する者 34,950円
 - ア 政令第39条第1項第1号イ又は口に掲げる者
 - イ 政令第39条第1項第1号ニに掲げる者(中国残留邦人等の円滑な 帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自 立の支援に関する法律施行令(平成8年政令第18号)第22条第21号 イの規定により要保護者とみなされた者に限る。)
 - (2) 次のいずれかに該当する者 34,950円
 - ア 政令第39条第1項第1号ハに掲げる者
 - イ 政令第39条第1項第1号ニに掲げる者(前号イに該当する者を除 < ,)
 - (3) 政令第39条第1項第2号に該当する者 45,435円
 - (4) 政令第39条第1項第3号に該当する者 52,425円
 - (5) 政令第39条第1項第4号に該当する者 62,910円
- (6) 政令第39条第1項第5号に該当する者 69,900円
- (7) 次のいずれかに該当する者 80,385円
 - ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項 第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第

26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の 2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、 第35条の3第1項 又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合 計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。) をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)が 1,250,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

- イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)
- (8) 次のいずれかに該当する者 94,725円
 - ア 合計所得金額が1,250,000円以上2,000,000円未満であり、かつ、 前各号のいずれにも該当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の 区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるも の(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、 次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は 第15号イに該当する者を除く。)
- (9) 次のいずれかに該当する者 113,670円
 - ア 合計所得金額が2,000,000円以上3,000,000円未満であり、かつ、 前各号のいずれにも該当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の 区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるも の(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、 次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに

26号) 第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の 2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又 は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別 控除額を控除して得た額とする。以下同じ。)をいい、その額が零 を下回る場合には、零とする。以下同じ。)が1,250,000円未満であ り、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

- イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)
- (8) 次のいずれかに該当する者 87,375円
 - ア 合計所得金額が1,250,000円以上2,000,000円未満であり、かつ、 前各号のいずれにも該当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の 区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるも の(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、 次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ<u>又は</u>第13号イに該当する者 を除く。)
- (9) 次のいずれかに該当する者 104,850円
 - ア 合計所得金額が2,000,000円以上3,000,000円未満であり、かつ、 前各号のいずれにも該当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の 区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるも の(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、 次号イ、第11号イ、第12号イ<u>又は</u>第13号イに該当する者を除く。)

改正後

改正前

該当する者を除く。)

- (10) 次のいずれかに該当する者 125,037円
 - ア 合計所得金額が3,000,000円以上3,500,000円未満であり、かつ、 前各号のいずれにも該当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の 区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるも の(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、 次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者 を除く。)
- (11) 次のいずれかに該当する者 132,615円
 - ア 合計所得金額が3,500,000円以上5,000,000円未満であり、かつ、 前各号のいずれにも該当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の 区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるも の(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、 次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)
- (12) 次のいずれかに該当する者 151,560円
 - ア 合計所得金額が5,000,000円以上7,000,000円未満であり、かつ、 前各号のいずれにも該当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の 区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるも の(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、 次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)
- (13) 次のいずれかに該当する者 166,716円
 - ア 合計所得金額が7,000,000円以上10,000,000円未満であり、かつ、 前各号のいずれにも該当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の 区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるも

- (10) 次のいずれかに該当する者 111,840円
- ア 合計所得金額が3,000,000円以上3,500,000円未満であり、かつ、 前各号のいずれにも該当しない者
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の 区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるも の(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、 次号イ、第12号イ<u>又は</u>第13号イに該当する者を除く。)
- (11) 次のいずれかに該当する者 118,830円
 - ア 合計所得金額が3,500,000円以上5,000,000円未満であり、かつ、 前各号のいずれにも該当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の 区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるも の(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、 次号イ又は第13号イに該当する者を除く。)
- (12) 次のいずれかに該当する者 132,810円
 - ア 合計所得金額が5,000,000円以上7,000,000円未満であり、かつ、 前各号のいずれにも該当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の 区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるも の(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。) 又は次号イに該当する者を除く。)
- (13) 次のいずれかに該当する者 146,790円
 - ア 合計所得金額が7,000,000円以上10,000,000円未満であり、かつ、 前各号のいずれにも該当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の 区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるも

改正後

改正前

- の(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、 次号イ又は第15号イに該当する者を除く。)
- (14) 次のいずれかに該当する者 181,872円
 - ア 合計所得金額が10,000,000円以上15,000,000円未満であり、かつ、 前各号のいずれにも該当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の 区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるも の(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。) 又は次号イに該当する者を除く。)
- (15) 次のいずれかに該当する者 197,028円
 - ア 合計所得金額が15,000,000円以上20,000,000円未満であり、かつ、 前各号のいずれにも該当しない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の 区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるも の(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。) に該当する者を除く。)
- (16) 前各号のいずれにも該当しない者 212,184円
- 掲げる第1号被保険者に係る令和3年度から令和5年度までにおける保 険料は、減額賦課するものとし、その保険料率は、22,734円とする。
- 3 第1項第3号の規定にかかわらず、同号に掲げる第1号被保険者に係 る令和3年度から令和5年度までにおける保険料は、減額賦課するもの とし、その保険料率は、30,312円とする。
- 4 第1項第4号の規定にかかわらず、同号に掲げる第1号被保険者に係 る令和3年度から令和5年度までにおける保険料は、減額賦課するもの とし、その保険料率は、53,046円とする。
- 5 前各項の保険料率により算定する当該各年度における保険料額は、そ の10円未満の端数を切り捨てる。

の(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。) に該当する者を除く。)

- (14) 前各号のいずれにも該当しない者 160.770円
- 2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に 2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に 掲げる第1号被保険者に係る令和2年度における保険料は、減額賦課す るものとし、その保険料率は、20,970円とする。
 - |3 第1項第3号の規定にかかわらず、同号に掲げる第1号被保険者に係 る

 令和2年度における保険料は、減額賦課するものとし、その保険料率 は、27,960円とする。
 - 4 第1項第4号の規定にかかわらず、同号に掲げる第1号被保険者に係 る

 令和2年度における保険料は、減額賦課するものとし、その保険料率 は、48,930円とする。
 - 5 前各項の保険料率により算定する当該各年度における保険料額は、そ の10円未満の端数を切り捨てる。

(保険料の賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があ った場合の保険料額)

- 第12条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者に係る 保険料額の算定は、当該資格を取得した日の属する月から月割をもって 行う。
- 中「当該各年度の保険料の賦課期日」とあるのは、「第1号被保険者の 資格を取得した日」として、同条を適用する。
- 3 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した者に係る保険 料額の算定は、当該資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもっ て行う。
- 4 保険料の賦課期日(賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場 合にあっては、当該資格を取得した日。以下この項において同じ。)後 に政令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を 有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、口若しくは二、 第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第8条第1項第7 号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、<mark>第13号イ、</mark> 第14号イ若しくは第15号イのいずれかの規定(以下「被保護者等該当規 定」という。) に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、 当該該当するに至った日の属する月の前月まで保険料の賦課期日におい て課された保険料を月割をもって算定した額と当該該当するに至った日 の属する月から該当するに至った被保護者等該当規定による保険料を月 割をもって算定した額の合算額とする。ただし、当該該当するに至った 被保護者等該当規定による保険料額が保険料の賦課期日において課され た保険料額以上となる場合は、この限りでない。
- 5 第1項及び前2項の規定により算定された当該年度における保険料額 に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附則

(保険料の賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があ った場合の保険料額)

- |第12条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者に係る 保険料額の算定は、当該資格を取得した日の属する月から月割をもって 行う。
- 2 前項の規定により保険料額を算定する場合においては、第8条第1項 2 前項の規定により保険料額を算定する場合においては、第8条第1項 中「当該各年度の保険料の賦課期日」とあるのは、「第1号被保険者の 資格を取得した日」として、同条を適用する。
 - |3 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した者に係る保険 料額の算定は、当該資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもっ て行う。
 - 4 保険料の賦課期日(賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場 合にあっては、当該資格を取得した日。以下この項において同じ。)後 に政令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を 有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、口若しくは二、 第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第8条第1項第7 号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ<mark>若しくは</mark>第 13号イのいずれかの規定(以下「被保護者等該当規定」という。)に該 当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、当該該当するに至っ た日の属する月の前月まで保険料の賦課期日において課された保険料を 月割をもって算定した額と当該該当するに至った日の属する月から該当 するに至った被保護者等該当規定による保険料を月割をもって算定した 額の合算額とする。ただし、当該該当するに至った被保護者等該当規定 による保険料額が保険料の賦課期日において課された保険料額以上とな る場合は、この限りでない。
 - | 5 第1項及び前2項の規定により算定された当該年度における保険料額 に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附則

改正後	改正前
(令和2年度における普通徴収に係る保険料の納期及び納付額)	(令和2年度における普通徴収に係る保険料の納期及び納付額)
38~41 略	38~41 略
42 第10条第3項の規定は、附則第38項(附則第39項及び第40項において準	42 第10条第3項の規定は、附則第38項(附則第39項及び第40項において準
用する場合を含む。)及び前項の規定により難い第1号被保険者に係る普及がは、	
通徴収の方法によって徴収する保険料の納期又は納付額について準用す	
3.	る。
<u>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特</u>	
<u>例)</u>	
43 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40	<u>(新設)</u>
年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項	
に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度におけ	
<u>る保険料率の算定についての第8条第1項(第7号ア、第8号ア、第9</u>	
号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号	
アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第7号ア中「規	
定する合計所得金額(」とあるのは「規定する合計所得金額をいい、所	
得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同	
法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、	
同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第	
1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額	
(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、」と、	
44 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。	(新設)
この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読	
み替えるものとする。	
45 第43項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用す	(新設)
る。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」	
と読み替えるものとする。	
(延滞金の割合の特例)	(延滞金の割合の特例)

改正後 改正前

- 第15条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パ<mark>43</mark> - 第15条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パ ーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、当分の間、各年の延滞金特 例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均 貸付割合をいう。) に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下 この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、そ の年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延 の年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延 滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パ ーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割 ーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割 合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場) 合には、年7.3パーセントの割合)とする。

ーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、当分の間、各年の延滞金特 例基準割合(平均貸付割合(和税特別措置法第93条第2項に規定する平均 貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下 この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、そ 滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パ 合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場 合には、年7.3パーセントの割合)とする。